

作 業 基 準

平成18年12月31日設定

平成22年 8月16日変更

平成28年 3月20日変更

株式会社豊島フェリー

目 次

第1章	目 的
第2章	作業体制
第3章	危険物等の取扱い
第4章	乗下船作業
第5章	旅客の遵守事項等の周知

第1章 目的

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、家浦～高松航路、土庄～女木航路、庵治～大島航路及び唐櫃～高松航路の作業に関する基準を明確にし、もって輸送に関連する作業の安全を確保することを目的とする。

第2章 作業体制

(船内作業体制)

第2条 船長(船内作業指揮者)は、船内作業員を指揮して、乗下船する旅客の誘導、船舶の離着岸時における諸作業を実施する。

(陸上作業体制)

第3条 陸上作業指揮者は、陸上作業員を指揮して、乗下船する旅客の誘導、船舶の離着岸時における諸作業を実施する。

第3章 危険物等の取扱い

(危険物等の取扱い)

第4条 危険物の取扱いは、運航管理者の指示に従い、危険物船舶運送及び貯蔵規則等関係法令の定めるところにより行うものとする。

2 刀剣、銃器、兵器その他旅客の安全を害するおそれのある物品の取扱いについては、運航管理者の指示に従い、運送を拒絶するか又は一定の条件をつけて運送を引き受けるものとする。ただし、原則として船室に持ち込むことは拒絶しなければならない。

3 船長は、旅客の手荷物及び小荷物、車両の積載貨物その他の物品が前2項の危険物等に該当するおそれがあると認めるときは、運航管理補助者又は船長の指示を受けて運送申込人の立会いのもとに点検し必要な措置を講ずるものとする。

4 船長は前3項の措置を講じたときは、その状況を運航管理補助者に報告するものとする。

第4章 乗下船作業

(乗船待ちの旅客及の整理)

第5条 運航管理補助者は、乗船待ちの旅客等が、船舶の離着岸作業、乗降用の施設の操作により危害を受けないように待合所等の場所に整理し、待機させる等安全の確保に努める。

(乗船準備作業)

第6条 旅客の乗船は原則として離岸5分前とする。

2 船長及び乗組員(甲板員)は、乗船旅客数(無料幼児を含む。)を把握し、旅客定員を超えていないことを確認する。

(旅客の乗船)

第7条 運航管理補助者は、船長の乗船開始の合図を受けた後、陸上の旅客係員に旅客の乗船を開始するよう指示する。

第8条 運航管理補助者は、船長の乗船開始の合図を受けた後、旅客の乗船を開始するよう指示する。

2 運航管理補助者は、旅客を乗船口に誘導する。

3 船長は、旅客を乗船口から船内へ誘導する。

4 船長は、乗船旅客数(無料幼児を含む。)を把握し、旅客定員を超えていないことを確認する。

(離岸作業)

第9条 乗組員は、離岸時刻3分前になったときは、見送人等が離岸作業により危害を受けないよう退避させ、船長の指示により迅速、確実に係留索を放す。

(着岸作業)

第10条 乗組員は、着岸時刻5分前になったときは着岸準備を行い、着岸に際しては迅速、確実に綱とり作業を

実施する。

(係留中の保安)

第 11 条 船長は、係留中、旅客の安全に支障のないよう係留方法、タラップ（歩み板）等の乗降用設備の保安に十分留意する。

(旅客の下船)

第 12 条 船長は、船体が完全に着岸したことを確認したときは、その旨陸上作業員に合図する。

2 船長は、陸所作業員と協力してタラップ等の乗降設備を架設し、架設完了を確認した後、旅客を誘導して下船させる。

(下船の終了)

第 13 条 陸上作業指揮者は、旅客の下船が完了したときは、その旨及び以上の有無を、それぞれ運航管理補助者及び船長に報告する。

第 5 章 旅客の遵守事項等の周知

(乗船待ち旅客に対する遵守事項等の周知)

第 14 条 運航管理者は、乗船待ちの旅客に対して次の事項を掲示等により周知しなければならない。

周知事項の掲示場所は旅客待合所又は発着場とする。

- (1) 旅客は、乗下船時及び船内においては係員の誘導に従うこと。
- (2) 船内においては、乗船中の者に危害を加えるような行為又は迷惑をかける行為をしないこと。
- (3) その他旅客の安全に関して旅客に周知すべき事項。

(乗船旅客に対する遵守事項等の周知)

第 15 条 船長は、船内の旅客が見やすい場所に次の事項を掲示しなければならない。

- (1) 旅客の禁止事項
- (2) 救命胴衣の格納場所及び着用方法
- (3) 非常の際の避難要領（非常信号、避難経路等）
- (4) 病気、盗難等が発生した場合の乗組員への通報
- (5) 下船及び非常の際には船長の指示に従うこと。
- (6) その他旅客の遵守すべき事項